

御殿場市公設浄化槽整備事業に関する

業務要求水準書

平成 30 年 5 月 2 日

御殿場市



## 目次

1 総則	1
1.1 本書の位置付け	1
1.2 事業実施の基本	1
1.3 遵守すべき法令等	1
1.4 国庫交付金制度への対応	2
1.5 官公署等の関係機関に対する手続き等	2
1.6 事業者の権利義務等に関する制限及び資本金の確保	2
2 本事業の基本的な取組方針	3
2.1 業務の実施方針	3
2.1.1 業務全体に関する事項	3
2.1.2 環境負荷軽減に関する事項	3
2.1.3 住民サービスに関する事項	3
2.1.4 市との連携に関する事項	3
2.2 業務コストの縮減	3
2.2.1 浄化槽の設置業務	3
2.2.2 浄化槽の維持管理業務	3
2.3 地域への貢献	4
2.4 住民への広報	4
2.4.1 広報計画	4
2.4.2 浄化槽の設置、市直営方式及び個人による設置浄化槽の維持管理移行の勧奨	4
2.4.3 浄化槽の適正な維持管理に関する普及啓発	4
2.5 事業者の設置目標に対するインセンティブ措置等	4
3 事業計画	6
3.1 事業計画	6
3.1.1 事業計画の概要	6
3.1.2 事業促進に関する措置	6
3.1.3 リスク管理の方針	6
3.2 S P Cの資本金	7
4 浄化槽の設置業務に関する事項	8
4.1 設置業務の実施体制等	8
4.1.1 設置業務の実施体制	8
4.1.2 窓口業務	8
4.1.3 管理・運営の方法	8
4.2 設置工事計画	8
4.2.1 設置する浄化槽の規格	8
4.2.2 年度別設置工事計画	8

4.2.3	工事品質向上の考え方	9
4.2.4	設置工事の手順	9
4.2.5	浄化槽の設置工事に係る標準仕様及び標準工程	10
4.2.6	地域特性等を考慮した工事計画及び特殊工事の扱い	10
4.2.7	みなし浄化槽及び汲み取り便槽撤去工事への対応	10
4.3	設置工事の品質確保	10
4.3.1	事業者の行う自主検査	10
4.3.2	市の行う工事完了検査	11
4.3.3	指定検査機関の行う法定検査	11
4.4	住民対応	11
4.5	浄化槽の権利移転	12
4.5.1	使用権及び所有権移転の時期と移転までの取扱い	12
4.6	工事記録の方法	12
5	浄化槽の維持管理業務に関する事項	13
5.1	維持管理業務の開始に係る手順	13
5.1.1	事業者が設置した浄化槽	13
5.1.2	市直営方式による設置浄化槽	13
5.1.3	個人による設置浄化槽	13
5.2	維持管理業務の実施体制等	14
5.2.1	維持管理業務の実施体制	14
5.2.2	窓口業務	14
5.2.3	管理・運営の方法	14
5.3	維持管理計画	14
5.3.1	維持管理の手順	14
5.3.2	市直営方式及び個人による設置浄化槽の移管の受付	14
5.3.3	浄化槽の清掃について	14
5.3.4	年度別維持管理計画	15
5.3.5	業務の品質向上	15
5.3.6	住民対応	16
5.3.7	維持管理記録の方法	16
6	住民サービス	17
6.1	宅内排水設備等工事への対応	17
6.2	設備工事・家屋改築工事への対応	17
7	業務実施状況の監視に関する事項	18
7.1	監視の方法	18
7.2	監視結果の評価	18
8	その他の事項	19
8.1	事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	19

8.2 事業の継続が困難となった場合における措置	19
8.2.1 事業者の責めに帰すべき事由	19
8.2.2 市の責めに帰すべき事由	19
8.2.3 当事者の責めに帰すことのできない事由	19
8.3 支払手続き	20
8.3.1 設置業務に係る対価の支払	20
8.3.2 維持管理業務に係る対価の支払	20
【別紙1】市と事業者（SPC）のリスク分担	21
【別紙2】「公設浄化槽特定地域図」	23

# 1 総 則

## 1.1 本書の位置付け

本書は、御殿場市（以下「市」という。）が、御殿場市公設浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務水準を定めるものであり、募集要項と一体のものである。

## 1.2 事業実施の基本

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、公設浄化槽整備の対象区域（以下、「特定地域」という。別紙 2 「公設浄化槽特定地域図」参照。）に浄化槽の整備等を行うものである。事業方式には、事業者が浄化槽を設置した後、当該浄化槽に係る所有権を市に移転し、事業者が維持管理業務を行う、いわゆる B T O（Build Transfer Operate）方式を採用する。

本事業の実施に当たって事業者は、本事業が住民（事業所を含む。以下同じ。）の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。また、市は本事業が民間事業者によって実施されるものであることを理解し、事業者と対等な立場で事業の円滑な推進に向けて相互に協力、協調するものとする。

## 1.3 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施に当たって、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他の関係法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。以下に主な法令等を示す。

- ① 浄化槽法
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ③ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ④ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ⑤ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- ⑥ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ⑦ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ⑧ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- ⑨ 上記法律に関連する施行令、施行規則、通知及び通達等
- ⑩ 静岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年県条例第 26 号）
- ⑪ 静岡県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和 60 年県規則第 40 号）
- ⑫ 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱
- ⑬ 浄化槽市町村整備推進事業に関連する通知等
- ⑭ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成 4 年衛浄第 34 号厚生省通

知)

- ⑮ 静岡県浄化槽取扱指導要綱
- ⑯ 御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例（平成 25 年条例第 22 号）
- ⑰ 御殿場市公設浄化槽の整備等に関する条例施行規則（平成 25 年規則第 19 号）

#### 1.4 国庫交付金制度への対応

本事業で設置する合併処理浄化槽（付帯設備を含む。以下「浄化槽」という。）は、毎年度、一定時期に市が買取ることとしており、買取りに当たっては、環境省所管の循環型社会形成推進交付金を活用するものである。

事業者は、本事業において上記の交付金制度を円滑に活用できるよう、環境省の発する種々の情報に留意する他、交付金制度に係る情報収集や理解度の向上に努めるものとする。

なお、本事業に関する上記の交付金制度に変更があった場合は、必要に応じて市と事業者が互いに協力し、本事業の継続に努めるものとする。

#### 1.5 官公署等の関係機関に対する手続き等

本事業の実施に当たって必要となる官公署等の関係機関への申請手続き等において、事業者が必要とする手続き等については、事業者の責任により行わなければならない。

また、市が行うべき手続き等について、事業者は当該手続きに必要な書類、資料等の作成について市に全面的に協力しなければならない。

#### 1.6 事業者の権利義務等に関する制限及び資本金の確保

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

構成員は、本事業の遂行を事業目的として株式会社として設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）に必ず出資しなければならないが、本事業が終了するまでその株式を保有し、市の事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行ってはならない。

SPCの資本金については、事業執行のために必要かつ十分な額を確保しなければならない。

また事業者は、市との間で取り交わす基本協定の締結までに、株主間協定書を作成し、構成員の出資割合、役割分担、責任等を明確にするものとする。

## 2 本事業の基本的な取組方針

### 2.1 業務の実施方針

#### 2.1.1 業務全体に関する事項

事業者は、本事業が生活排水の適正な処理の推進によって、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

事業者は、本事業の実施において、常に品質向上と安全確保に努めるとともに、業務の効率性及び透明性を確保しつつ本事業に対する住民の信頼度の向上に努めなければならない。

事業者は、経営の安定を図るため、適切な財務会計及び財務管理に努めなければならない。

#### 2.1.2 環境負荷軽減に関する事項

事業者は、本事業において設置及び維持管理を行う浄化槽について、安定的に所期の機能を発揮し、その放流水の水質を確保するために必要な措置を講じなければならない。

事業者は、浄化槽の設置業務において、周辺・近隣に対する騒音、振動、粉じん等の影響を抑制するとともに、発生する廃棄物や残土の適切な処理を行わなければならない。また、再生材等の利用に努めなければならない。

#### 2.1.3 住民サービスに関する事項

住民に対して良質なサービスを提供するため、事業者は窓口の設置や緊急対応のための体制を構築するなど種々の創意工夫を行うものとする。

また、浄化槽の設置業務及び維持管理業務に係る費用の低減策を講じることにより、市の支援策と相まって住民負担のより一層の軽減に努めなければならない。

#### 2.1.4 市との連携に関する事項

事業者は、本事業の目的の達成と円滑な実施のため、必要に応じて市と協議を行うものとする。また、市との連携を密にするため、平常時及び非常時における連絡体制を構築しなければならない。

### 2.2 業務コストの縮減

#### 2.2.1 浄化槽の設置業務

事業者は、浄化槽の設置工事について、標準工事（付帯工事は除く。）における1基あたりの費用について、国庫補助制度における通常型浄化槽の基準額を上限として、コストの縮減に努めなければならない。

#### 2.2.2 浄化槽の維持管理業務

事業者は、浄化槽の保守点検、修繕の維持管理業務について、市内の実勢価格を踏まえ、コスト縮減に努めなければならない。

## 2.3 地域への貢献

事業者は、本事業の実施に当たり地元企業の活用、地域の人材活用、環境保全活動等、地域への貢献に努めなければならない。

## 2.4 住民への広報

事業者は、本事業を効率的に推進するため、広報資材を十分に活用し、住民に対する周知・PRを行うものとする。

### 2.4.1 広報計画

事業者は、事業の着手に先立って住民向けの広報計画を作成しなければならない。広報計画には以下の内容を含むものとする。

- ① 本事業の趣旨と概要
- ② 本事業における市、事業者及び住民の関係と各々の役割
- ③ 地域の生活環境の現状
- ④ 汲み取り便槽、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の相違
- ⑤ 合併処理浄化槽の必要性
- ⑥ 浄化槽の設置工事の概要
- ⑦ 本事業対象外の改築工事等と本事業との関係、費用負担、権利関係
- ⑧ 浄化槽の使用方法、使用上の留意事項
- ⑨ 浄化槽の維持管理業務の概要
- ⑩ 分担金、増嵩経費及び使用料の概要
- ⑪ 宅内排水設備等助成金の概要

### 2.4.2 浄化槽の設置、市直営方式及び個人による設置浄化槽の維持管理移行の勧奨

浄化槽の設置、市直営方式による設置浄化槽の維持管理及び個人設置浄化槽の維持管理の事業者への移行（以下「市直営方式及び個人による設置浄化槽の維持管理移行」という。）をより効率的に推進するため、事業者は、事業内容の周知とともに浄化槽の設置、市直営方式及び個人による設置浄化槽の維持管理移行の勧奨を行うことができる。

### 2.4.3 浄化槽の適正な維持管理に関する普及啓発

事業者は、本事業の趣旨に則り、特定地域内で浄化槽を使用又は管理する住民に向けて、浄化槽の適切な維持管理について広く普及啓発を行わなければならない。

## 2.5 事業者の設置目標に対するインセンティブ措置等

本事業は、民間の技術力、ノウハウ、創意工夫等の発揮により、浄化槽の設置業務及び維持管理業務を、市財政の負担軽減を図りながら効率的かつ適正に実施することを目的としている。そのため本事業の事業契約においては、定量的な数値目標の設定から、その達成度合いに応じたインセンティブ措置を設ける方針である。一方で、事業者の怠惰な取り組みに起因した著しい目標の未達成が確認された場合のペナルティ措置も併せて行うこととなる。また、設置業務において国庫交付金対象外となる状況が複数年続いた場合には、当該設置業務

の継続について協議を行う方針である。

具体的な措置内容については、提案書の中で応募者側の考えを示し、最終的には市と事業者との協議のうえ決定し、事業契約書に規定するものとする。

## 3 事業計画

### 3.1 事業計画

事業者は、本事業の実施に当たって、事業着手までに事業計画を作成し、市の承諾を得なければならない。

#### 3.1.1 事業計画の概要

事業者は、事業計画において、事業実施計画、事業収支計画及び資金調達計画を示すとともに、市の支払総額とその内訳を添付するものとする。

#### 3.1.2 事業促進に関する措置

事業者は、本事業をより効率的に推進するため、住民負担の軽減と安定的な財務運営に努めるとともに、事業の促進のための措置を計画的に講じなければならない。

#### 3.1.3 リスク管理の方針

本事業における浄化槽の設置業務及び維持管理業務に係る責任は、原則として事業者が負うものとする。市と事業者の主なリスク分担を以下に示すが、その他については、別紙1「市と事業者（SPC）のリスク分担」によるものとする。

なお、事業者は可能な限り保険等のリスク回避のための措置を講じるものとする。

#### (1) 事業者が負うリスク

- ① 住民に対する事業の普及推進のPR等に係る責任
- ② 事業者が設置工事を実施するために行った調査及び設計の不備又は誤り等から生じる責任及びこれらに起因する修繕費用、追加費用等及び工事工程の遅延等に係る責任
- ③ 設置工事の実施に伴う各種トラブル（事務手続、工事計画、工事費算定、近隣騒音等を含む）の処理に係る責任
- ④ 事業者と指定検査機関及び清掃業務受託者との間の業務実施に関するトラブルに係る責任
- ⑤ 設置工事中における自然災害等に起因する浄化槽その他の設備損壊に係る責任（事業者は、建設工事保険等、当該リスクを担保するための保険へ加入するものとする。）
- ⑥ 事業者が、浄化槽の設置工事に伴い、設置申請者の希望による、浄化槽設置工事とは関係のない別途工事を請け負ったことにより生じる責任。

#### (2) 市が負うリスク

- ① 本事業に適用する交付金制度の変更等に伴って事業スキームに重要な変更を要し、これに起因して事業の遅延等が生じた場合の責任
- ② 浄化槽の設置後に当該浄化槽の撤去又は新設が必要になった場合の責任。ただし、規模の変更及び負荷量の変更に係るものに限る。また、事業者の判断の過失に伴い浄化槽の撤去又は新設が必要になった場合には、撤去又は新設に要する費用及びこれらの対応に必要な経費等その限度に応じて事業者が市に対して損害を賠償する責任を有する。
- ③ 浄化槽の設置後、市へ当該浄化槽の所有権を移転するまでの間に、予測が不可能であ

った転居、死去等によって浄化槽が使用されなくなり、設置の必要をなくした場合の責任。ただし、事業者の判断の過失に伴う場合は、浄化槽の設置に要する費用あるいは休止等に係る経費等その限度に応じて事業者が市に対して損害を賠償する責任を有する。

- ④ 事業期間中における不可抗力な自然災害等の発生に起因する浄化槽やその設置に必要な設備損壊に係る責任。ただし、浄化槽の設置工事期間中におけるリスク分担については、市と事業者との協議により負担割合を決定する。
- ⑤ 分担金、増嵩経費及び使用料の未納者に対する責任。

### **(3) 事業者の負担するリスクに対する追加的措置**

- ① 事業者は、第三者賠償責任保険に加入するものとする。この保険は、工事の施工及び維持管理に伴い第三者に損害を及ぼした場合、また、事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するためのものである。
- ② 事業者は、浄化槽に異常が生じ、その原因が明らかでない場合に速やかに改善を図るため、保障制度、保証協定その他同種の措置を講じなければならない。

## **3.2 S P Cの資本金**

事業者は、S P Cを適正に管理運営するために必要な資本金及び資金を確保し、その維持に努めなければならない。

事業者は、運営資金に不足が生じた場合の対応を予め定めるとともに、関係者と必要な協定、契約等を結ばなければならない。

## 4 浄化槽の設置業務に関する事項

### 4.1 設置業務の実施体制等

#### 4.1.1 設置業務の実施体制

事業者は、設置業務の実施にあたって、必要な有資格者を適切に配置するとともに、事故・災害等の緊急時に迅速な対応を図るための体制を確保しなければならない。

事業者は、設置業務の対象となる現場の安全管理に留意し、必要な監視員等を配置しなければならない。

事業者は、必要に応じて協力企業に設置業務の一部を実施させることができる。ただし、事業者は、協力企業に設置業務の一部を実施させる際には、設置に必要な資格者を配置するなど適切な業務管理を行わなければならない。

#### 4.1.2 窓口業務

事業者は、少なくとも以下の曜日及び時間については、設置業務に係る窓口を設置し、設置申請受付等の住民対応を行うものとする。

- ・受付日：毎週月曜日～金曜日（年末年始及び祝祭日を除く。）
- ・受付時間：午前9時～午後5時

#### 4.1.3 管理・運営の方法

事業者は、常に設置業務の安全確保及び事故・災害等の対応に努めるとともに、必要な資材の調達と保管を適切に行い、機材や仮設材の保管又は備蓄を行って効率的かつ効果的な業務の運営・管理を行うものとする。なお、協力企業に設置業務の一部を実施させる際には、適切な業務管理を行わなければならない。

### 4.2 設置工事計画

#### 4.2.1 設置する浄化槽の規格

本事業で設置する浄化槽の機種については、浄化槽法第4条第1項の規定による技術上の基準に適合し、生物化学的酸素要求量（BOD）の除去率90%以上かつ放流水質20mg/L以下の処理性能を有するとともに、原則として環境配慮型浄化槽とする。

なお、設置に際しては、建築基準法の認定証、全国浄化槽推進市町村協議会の登録証等を示すとともに、予め市の承認を得なければならない。

#### 4.2.2 年度別設置工事計画

##### (1) 事業対象戸数

特定地域内の一般住宅において、未だ浄化槽が整備されていない住宅戸数は1,426戸程度（この内、単独処理浄化槽（以下「みなし浄化槽」という。）は1,358戸程度）と推計されている。

##### (2) 年度別設置目標基数

事業者は、事業契約に定める事業開始の日から10年間において概ね380基の浄化槽の設

置工事を行うものとし、表 1 に示す年度別設置基数を目標として年度別の設置工事計画を作成するものとする。また、各年度において整備基数を 10 基以上実施すること及びみなし浄化槽から浄化槽への転換を年度別整備基数の 10%以上実施することを目標とする。

事業者は、設置工事計画の目標を達成するため、市や関連事業者と主体的に協力し、連携を図らなければならない。

事業者は、表 1 に示す設置目標基数と整合した人員・資器材等の配置計画を示すものとする。

表 1 年度別設置目標基数（単位：基／年）

年度	5人槽	7人槽	10人槽	計
平成31年度	22	37	6	65
平成32年度	19	32	5	56
平成33年度	16	28	5	49
平成34年度	13	23	4	40
平成35年度	13	20	3	36
平成36年度	12	19	2	33
平成37年度	11	18	2	31
平成38年度	8	17	1	26
平成39年度	8	16	1	25
平成40年度	8	14	1	23
合計	130	224	30	384

#### 4.2.3 工事品質向上の考え方

事業者は、浄化槽法等の関係法令等に基づき、安全、品質及び信頼の向上に努めながら設置工事を行わなければならない。

特に、基礎工事、土工事（掘削、山留、埋戻等）、管工事、支障物（地中埋設物を含む）の除去と復旧、廃棄物や残土等の処理、事故や労働災害の防止等について細心の注意を払うとともに、品質向上のための業務改善に努めなければならない。

#### 4.2.4 設置工事の手順

##### (1) 設置申請の受付

事業者は、浄化槽の設置を住民から募集し、設置申請を受け付けるものとする。

設置申請を受け付けた事業者は、設置申請者に事業や工事の内容・方法、工事中の仮設備、支障物の処理と復旧、設置後の維持管理・法定検査や浄化槽の使用方法、分担金・増嵩経費及び使用料その他の必要な事項を説明しなければならない。

事業者は、設置申請のあった浄化槽の設置に関する現地調査、設計を行い、設置申請者と協議のうえ、工事計画を作成するものとする。

事業者は、浄化槽の設置に伴う処理水の放流について、必要に応じ、関係官公署又は利害関係者との調整を行わなければならない。

工事計画の内容について設置申請者と事業者が合意したときは、設置申請者は、事業者を経由して市へ設置申請を行うものとする。

市は、設置申請を受け、添付された工事計画を承認したときは、事業者を経由して設置申請者に対して設置を認める通知を発し、土地の貸借や浄化槽の設置及び維持管理の責任区分を定めた「御殿場市公設浄化槽の設置に関する協定書」（以下「協定書」という。）を設置申請者との間で締結するものとする。

市は、協定書の締結後、設置申請者に浄化槽設置分担金の納付を通知するものとする。

## **(2) 浄化槽の設置届と工事着手等**

事業者は、建築基準法第6条又は浄化槽法第5条等に基づく浄化槽の設置届出を行うため、所要の手続きを行うものとする。

事業者は、市において分担金の納付が確認された後、かつ浄化槽の設置届出から浄化槽法第5条の定めに基づく必要な期間を経た後に、設置工事に着手するものとする。

### **4.2.5 浄化槽の設置工事に係る標準仕様及び標準工程**

事業者は、事業契約に先立ち、浄化槽の設置工事に係る標準的な仕様及び工程を作成し、市へ提出するものとする。

市は、事業者から提出された標準仕様を受領した後、同仕様に基づき、事業者と事業契約を締結するものとする。

### **4.2.6 地域特性等を考慮した工事計画及び特殊工事の扱い**

事業者は、浄化槽の設置工事計画の作成に際しては、特定地域の地形、気象、家屋敷地状況等を十分に考慮しなければならない。また、標準仕様と異なる特殊工事が必要となった場合は、市と協議のうえ、特殊工事の採否を決定するものとする。なお、当該特殊工事への対応は、標準工事とは別に行うものとする。

### **4.2.7 みなし浄化槽及び汲み取り便槽撤去工事への対応**

事業者は、浄化槽の設置に伴いみなし浄化槽及び汲み取り便槽（以下、「既設浄化槽等」という。）の撤去が必要となる場合は、以下に示す浄化槽の設置場所の条件に応じて、市又は設置申請者と協議のうえ、工事内容を確定するものとする。なお、当該工事への対応は、標準工事とは別に行うものとする。

#### **(1) 浄化槽の設置場所が既設浄化槽等の設置されている場所と同じ場所の場合**

特殊工事として、市による買取の対象とする。当該工事については提案書の中で応募者側の考えを示し、最終的には市と事業者との協議のうえ決定し、事業契約に規定するものとする。

#### **(2) 浄化槽の設置場所が既設浄化槽等の設置されている場所以外の場合**

標準工事以外の工事として、設置申請者の負担工事とする。

## **4.3 設置工事の品質確保**

### **4.3.1 事業者の行う自主検査**

事業者は、浄化槽の設置工事に係る自主的な検査について、以下の事項を実施するものと

する。

- ① 設置工事の完成後に不可視となる箇所について工事中の自主検査を行い、工事写真を添付のうえ検査の内容及び結果を記録し、保管すること。
- ② 設置工事の完成に伴い、環境省通知「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について（平成11年3月31日付衛浄第17号）」に準じてチェックリストを用いた自主検査を行い、工事写真を添付のうえ検査の内容及び結果を記録し、保管すること。

#### 4.3.2 市の行う工事完了検査

事業者は、浄化槽の設置工事の完成に伴う市の工事完了検査について、以下の事項を実施するものとする。

- ① 設置工事の完成に伴う自主検査に合格した浄化槽について、必要な書類を添えて市に工事完了検査の実施を要請すること。
- ② 浄化槽が適正に設置されているかどうかについて市の実施する工事完了検査を受検すること。なお、市は、検査の結果を遅滞なく事業者へ通知し、適正に設置されたと認められる場合に合格通知を発することとする。
- ③ 市の行う工事完了検査において不合格となり、市から施工の不良、書類の不備等の指摘を受けた場合、事業者は自らの負担により遅滞なく是正措置を講じ、再度、市に工事完了検査の実施を要請すること。なお、市が合格通知を発行しない限り、浄化槽の買い取りはしないこととする。
- ④ 試運転等、市が実施する工事完了検査の受検に係る諸々の費用は、事業者の負担において行うものとする。

#### 4.3.3 指定検査機関の行う法定検査

事業者は、本事業で設置した浄化槽に対して指定検査機関が行う法定検査について、以下の事項を実施するものとする。

- ① 法定検査の実施に際し、市、使用者及び指定検査機関と協力すること。
- ② 法定検査の結果において、総合判定が「不適正」となったり、チェック項目が指摘を受けた場合で、事業者の責めに帰すべき理由によると判断される場合は、事業者は自らの負担により浄化槽の適正な設置と機能の維持を図るための必要な措置を講じるとともに、市へ報告すること。

#### 4.4 住民対応

事業者は、少なくとも以下の事項について誠意ある対応を行い、住民満足度の向上に努めなければならない。なお、これらの対応を通して、適宜、業務改善に努めていくものとする。

- ① 浄化槽設置工事に係る調査、設計及び工事計画に関する事項
- ② 工事期間中の制約事項
- ③ 敷地等への立入や家屋、土地その他器物の改変に関する事項
- ④ 質問、意見、苦情等に関する事項

## 4.5 浄化槽の権利移転

事業者の設置した浄化槽は、工事の完成後、速やかに住民の使用に供されるべきものである。

このため、使用開始前の保守点検の実施及び使用権の移転は遅滞なく実施し、浄化槽管理者の権原も適切に市へ移転し、維持管理を実施するものとする。

### 4.5.1 使用権及び所有権移転の時期と移転までの取扱い

- ① 事業者は、工事完了検査の合格通知を受けときは、使用権・所有権移転の申請を行う。
- ② 市は、使用権・所有権移転の申請を受けたときは、事業者に対して使用権・所有権移転の承諾を通知する。
- ③ 設置申請者は、市の工事完了検査後1年以内に宅内排水設備等工事を実施し、市の宅内排水設備等完了検査を受検したのち、事業者を経由して市に使用開始の届出を行う。
- ④ 事業者は、設置申請者から使用開始の届出を受けたときは、遅滞なく当該浄化槽の使用開始前の保守点検を実施する。
- ⑤ 事業者は、設置申請者からの使用開始届を確認のうえ、市へ使用開始届を提出する。
- ⑥ 市は、事業者から提出された使用開始届に基づき、設置申請者に対して使用料の徴収開始を通知する。
- ⑦ 市は移転された所有権に基づき、浄化槽の維持管理を実施する。

## 4.6 工事記録の方法

事業者は、設置工事に係る記録（調査結果、完成図、設計計算書、取扱マニュアル、工事検査結果等）を電子データにて管理できる設置台帳を自らの費用により整備するとともに、当該電子データを市に定期的に提供しなければならない。

記録すべき内容や電子データの形式、提供頻度等、設置台帳の整備に係る詳細については、事業者と市の協議により決定するものとする。

## 5 浄化槽の維持管理業務に関する事項

### 5.1 維持管理業務の開始に係る手順

事業者は、浄化槽の維持管理業務について、事業契約に基づき以下の維持管理業務を実施するものとし、浄化槽法等の関係法令等に則して適切に行わなければならない。

- ① 保守点検業務（薬品の調達・管理、使用・補充等に係る業務を含む。）
- ② 修繕業務（ブロワの更新は含めない。）

また、維持管理業務の対象は、次の(1)～(3)のとおりとし、維持管理業務の開始については、5.1.1、5.1.2、5.1.3に示すとおりとする。

- (1) 事業者が設置した浄化槽
- (2) 市直営方式による設置浄化槽のうち使用者から事業者へ維持管理を希望された浄化槽
- (3) 個人による設置浄化槽のうち市へ移管された浄化槽

#### 5.1.1 事業者が設置した浄化槽

- ① 当該浄化槽の使用権・所有権が事業者から市に移転した日をもって維持管理業務を開始する。
- ② 使用権・所有権が市へ移転するまでの間の維持管理については、事業者の責任において保守点検等の必要な維持管理を行うものとし、それらに要する費用は、設置申請者、当該浄化槽の使用者及び市のいずれに対しても請求できない。

#### 5.1.2 市直営方式による設置浄化槽

- ① 市直営方式による設置浄化槽の申請者から事業者による維持管理を希望された事業者は、当該浄化槽が適正に設置され維持管理されているかについて確認し、適正と認められる場合には、設置及び機能の状況を市へ書面で通知するものとする。
- ② 市は、事業者からの通知を確認したのち、当該浄化槽に係る維持管理の変更を決定し、事業者による維持管理を開始する。

#### 5.1.3 個人による設置浄化槽

- ① 個人による設置浄化槽の移管申請を受けた事業者は、当該浄化槽が適正に設置され維持管理されているかについて確認し、適正と認められる場合には、設置及び機能の状況を市へ書面で通知するものとする。
- ② 市は、当該浄化槽に関する設置及び機能の状況を確認し、支障がないと認めたときは、当該浄化槽に係る移管受入を決定し、移管申請者と土地の貸借や維持管理の区分等を定めた協定書を締結する。また、市は、移管申請者に使用料の徴収開始に係る通知を行うとともに、事業者による維持管理を開始する。
- ③ 移管にあたって修繕、改良等が必要となった場合の対応は事業者が行うものとし、その対応に要する費用は移管申請者の負担とする。

## 5.2 維持管理業務の実施体制等

### 5.2.1 維持管理業務の実施体制

事業者は、維持管理業務の実施に当たり、必要な有資格者を適切に配置するとともに、故障等緊急時に迅速な対応を図るための体制を確保しなければならない。

事業者は、維持管理業務の対象となる浄化槽の使用状況や稼動状況の把握に努めるとともに、指定検査機関の実施する法定検査及び清掃業務受託者が実施する清掃業務に対して協力しなければならない。

事業者は、必要に応じて協力企業に維持管理業務の一部を委託することができる。ただし、当該協力企業が、維持管理業務に必要な資格（許認可・届出等）を有するとともに、維持管理業務に必要な有資格者を適切に配置できる場合に限るものとする。

### 5.2.2 窓口業務

事業者は、少なくとも下記の曜日及び時間については、維持管理業務に係る窓口を設置し、市直営方式及び個人による設置浄化槽の維持管理移行等の対応を行うものとする。

- ・受付日：毎週月曜日～金曜日（年末年始及び祝祭日を除く。）
- ・受付時間：午前9時～午後5時

### 5.2.3 管理・運営の方法

事業者は、常に維持管理業務の安全確保及び事故・災害時等の対応に努めるとともに、必要な資器材を適切に保管し、予備品や消耗品等の備蓄を行って効率的かつ効果的な業務の運営・管理を行うものとする。

また、事業者は、協力企業に維持管理業務の一部を委託する際には、適切な業務管理を行わなければならない。

## 5.3 維持管理計画

### 5.3.1 維持管理の手順

事業者は、維持管理業務の受託に当たり、予め維持管理手順を定め、市の承認を得るものとする。

維持管理手順には、保守点検の手順、指定検査機関及び清掃業務受託者との連携方法並びに法定検査の判定結果への対処方法を示すこと。

### 5.3.2 市直営方式及び個人による設置浄化槽の維持管理移行の受付

事業者は、市直営方式及び個人による設置浄化槽の維持管理移行に関する受付について、予め手続関係、事前審査や台帳管理、市との連携等に関する事項について定めること。

なお、特定地域内において既に設置されている浄化槽（合併処理浄化槽）は、981基程度と推計されている。

### 5.3.3 浄化槽の清掃について

事業者は、浄化槽の清掃について、市、使用者及び清掃業務受託者と協力し、適切な時期に清掃が実施できるよう努めるものとする。

### 5.3.4 年度別維持管理計画

事業者は、事業契約に先立ち、表2に示す年度別維持管理対象基数と整合した人員・資器材等の配置計画を示すこと。

事業者は、維持管理の対象となるすべての浄化槽が所期の処理性能を発揮することを目標とする。

事業者は、毎年度4月15日までに当該年度の浄化槽の保守点検計画書を作成し、市に承認を求めるものとする。

事業者は、当該年度の保守点検計画書について市の承認を得たうえで維持管理業務を実施するものとする。

表2 年度別維持管理対象基数（単位：基／年）

年度	設置基数				個人設置浄化槽からの移管基数（※）				維持管理対象基数（左記合計）			
	5人槽	7人槽	10人槽	計	5人槽	7人槽	10人槽	計	5人槽	7人槽	10人槽	計
平成31年度	22	37	6	65	0	2	0	2	22	39	6	67
平成32年度	41	69	11	121	0	4	0	4	41	73	11	125
平成33年度	57	97	16	170	0	6	0	6	57	103	16	176
平成34年度	70	120	20	210	0	8	0	8	70	128	20	218
平成35年度	83	140	23	246	0	10	0	10	83	150	23	256
平成36年度	95	159	25	279	0	12	0	12	95	171	25	291
平成37年度	106	177	27	310	0	14	0	14	106	191	27	324
平成38年度	114	194	28	336	0	16	0	16	114	210	28	352
平成39年度	122	210	29	361	0	18	0	18	122	228	29	379
平成40年度	130	224	30	384	0	20	0	20	130	244	30	404

※ 個人設置浄化槽からの移管基数は市の予定基数。（市直営方式による設置浄化槽からの維持管理移行基数は除く。）

### 5.3.5 業務の品質向上

事業者は、個々の浄化槽の使用環境を把握し、浄化槽の状態に応じた業務の頻度及び内容を適切に管理するとともに、業務の品質向上を図るため、以下の事項を実施しなければならない。

- ① 浄化槽の正常な機能を維持するため、清掃時期の判断方法を明らかにするとともに、事故や故障の未然防止に係る措置を講じること。
- ② 浄化槽の保守点検については、物件毎に記録を作成すること。
- ③ 保守点検において浄化槽に不具合が認められた場合、又は指定検査機関の行う法定検査において総合判定が「不適正」となったり、チェック項目が指摘を受けた場合で、事業者の責めに帰すべき理由によると判断される場合は、浄化槽の適正な機能を維持

するための必要な措置を講じるとともに、市へ報告すること。

- ④ 保守点検に伴い修繕が必要になった場合、又は法定検査の結果によって保守点検や修繕が必要になった場合は、事業者の負担において当該作業を行うこと。

### 5.3.6 住民対応

事業者は、少なくとも以下の事項について誠意ある対応を行い、住民満足度の向上に努めなければならない。なお、これらの対応を通して、適宜、業務改善に努めていくものとする。

- ① 浄化槽の使用に関する事項
- ② 維持管理業務の内容、費用（使用料）等に関する事項
- ③ 敷地等への立入や家屋、土地その他器物の改変に関する事項
- ④ 法定検査の結果並びに法定検査の結果に応じて講じた措置に関する事項
- ⑤ 質問、意見、苦情等に関する事項

### 5.3.7 維持管理記録の方法

事業者は、保守点検、清掃、修繕及び法定検査の結果等の維持管理記録、使用状況、稼働状況等を電子データにて管理できる維持管理台帳を自らの費用により整備するとともに、当該電子データを市に定期的に提供しなければならない。

記録すべき内容や電子データの形式、提供頻度等、維持管理台帳の整備に係る詳細については、事業者と市の協議により決定するものとする。

## 6 住民サービス

### 6.1 宅内排水設備等工事への対応

事業者の構成員又は協力企業が、設置申請者の負担となる宅内排水設備等工事（排水管・放流管工事等）を設置申請者から請け負う場合は、住民へのサービス提供の観点に立ち、工事契約の手順、工事の実施方針、実施体制（調査方法、有資格者の配置、手続き、連絡体制等）、標準的な価格、品質の確保・保証等について示すとともに、住民の経済的負担の軽減に努めなければならない。

### 6.2 設備工事・家屋改築工事への対応

事業者の構成員又は協力企業が、設置申請者の負担となる設備・家屋改築工事を設置申請者から請け負う場合は、住民へのサービス提供の観点に立ち、工事契約の手順、工事の実施方針、実施体制（調査方法、有資格者の配置、手続き、連絡体制等）、標準的な価格、品質の確保・保証等について示すとともに、住民の生活環境の向上及び経済的負担の軽減に努めなければならない。

## 7 業務実施状況の監視に関する事項

### 7.1 監視の方法

- ① 市は、事業者の行う業務について、必要に応じて現場及び事務所等において確認を行うとともに、事業者に対して説明を求めることができる。
- ② 事業者は、支払いに伴う対応とは別途に、前年度の業務に関する実績並びに構成員及び協力企業の管理内容について、毎年4月末日までに市へ報告しなければならない。
- ③ 事業者は、本事業を継続的に実施できる財務状況にあることを明らかにするため、事業者の毎会計年度の終了後3ヶ月以内に、会社法（平成17年法律第86号）第435条第2項に規定された、当該事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（公認会計士等による監査を受けたものとする。）を市に提出しなければならない。なお、事業者から提出された計算書類及び事業報告については、市が必要と認めるときは、これを公表する場合がある。
- ④ 事業者は、事業執行過程で知り得た個人情報の取扱について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び御殿場市個人情報保護条例（平成15年条例第35号）を遵守する他、自ら個人情報の取扱規程を定めなければならない。

### 7.2 監視結果の評価

- ① 市は、事業者が本事業に係る業務を適正に実施しているか否かについて、事業者の業務執行体制及び事業収支等の財務状況並びに設置業務及び維持管理業務に対して、事業契約書及び業務要求水準書等に示す要求水準を満たしているかどうか監視を行い、その結果を評価する。監視の結果は、市が必要と認めるときは、これを公表する場合がある。
- ② 設置業務及び維持管理業務において、目標以上の達成に対するインセンティブ措置及び事業者の怠惰な取組みに起因した著しい目標の未達成が確認された場合のペナルティ措置については、市と事業者が協議のうえ事業契約書に定めることとする。また、事業者は、当該評価について市に異議を申し出た場合に限り、第三者による裁定を求めることができることとする。
- ③ 評価の結果、事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の業務要求水準を満足していないと認められた場合、市は事業者に対して修復勧告を行い、修復策の報告と実施を求めることとする。
- ④ 市は、事業者の執行状況その他契約内容の履行状況を監視するため、外部コンサルタント等にその業務の一部を委託することがある。

## 8 その他の事項

### 8.1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わないときは、事業契約に規定する契約変更、解除等の具体的措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、静岡地方裁判所沼津支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

### 8.2 事業の継続が困難となった場合における措置

契約の解除に伴う損害賠償金額、清算の考え方については、事業の継続が困難となった事由に応じて概ね以下のとおりとし、詳細については事業契約において規定する。

#### 8.2.1 事業者の責めに帰すべき事由

- ① 事業契約に定める事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務不履行又はその懸念が生じたこと等により、市が事業者に対する修復勧告を行った場合において、事業者が一定期間内に修復を図ることができなかつたときは、市は事業契約を解除できる。
- ② 事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難であると合理的・客観的に評価される場合は、市は事業契約を解除できる。
- ③ ①又は②により市が事業契約を解除した場合において、市と事業者は、工事の進捗状況について共同で調査を行い、設置工事が竣工している浄化槽については買取を実施し、竣工していない浄化槽については、その工事の進捗状況に応じて、市が買取又は事業者から撤去させることができるものとする。また、この際、市は事業者に対し、これにより市に生じた損害の賠償を請求できる。

#### 8.2.2 市の責めに帰すべき事由

- ① 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。
- ② ①により事業者が事業契約を解除した場合において、事業者は市に対し、これにより事業者が生じた損害の賠償を請求できる。

#### 8.2.3 当事者の責めに帰すことのできない事由

不可抗力等、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議するものとし、一定の期間内に協議が整わないときは、事業契約を解除する旨を事前に書面にて相手方に通知することにより、市及び事業者は事業契約を解除できる。

## 8.3 支払手続き

### 8.3.1 設置業務に係る対価の支払

- ① 事業者は、当該年度内に市から買取の承認を得、所有権を移転した浄化槽に係る対価の支払について、年4回を上限として、事業契約に定める期日までに市と協議を行う。
- ② 事業者は、対価の支払に関する協議を終えたとき、市に対して対価の支払を請求できる。
- ③ 市は、年4回を上限として、事業者の請求に応じ、翌年度の5月末日までに、事業者へ対価を支払う。

### 8.3.2 維持管理業務に係る対価の支払

- ① 事業者は、毎年2回、半期ごとに、維持管理業務の対象となっている浄化槽について、業務実施内容を市へ報告する。
- ② 市は、事業者から報告のあった業務実施内容を確認し、事業者に業務実施内容の承認を通知する。
- ③ 事業者は、市の承認を得た業務実施内容に係る対価の支払について、年2回を上限として事業契約に定める期日までに市と協議を行う。
- ④ 事業者は、対価の支払に関する協議を終えたとき、市に対して対価の支払を請求できる。
- ⑤ 市は、年2回を上限として事業者の請求に応じ、翌年度の5月末日までに、事業者へ対価を支払う。

【別紙1】市と事業者（SPC）のリスク分担

リスク分担表（1/2）

リスク項目		リスク分担	
		市	SPC
共通リスク	本事業の住民への周知・理解不足による事業の遅延	○ 市は右活動に資料提供等で協力する。	○ 住民説明及び関連諸費用（会場設営、資料作成等）はSPCが負担する。
	制度変更に伴う条例等の重要な変更、事業スキームの重要な変更に起因する事業の遅延、契約解除	○ 市に起因する契約解除規定により対応する。	—
	不可抗力（自然災害等）による事業続行不可	○ 不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPCに契約解除金を支払う。	○ 不可抗力に起因する契約解除規定に基づき、SPCは契約解除に伴う一部費用を負担する。
設置段階 リスク	設置届、工事完了届等、法定要件に係るトラブル	— トラブルに起因して市が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○ SPCがすべて責任を負う。
	工事計画・工事費を巡る住民とのトラブル	— トラブルに起因して市が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○ SPCがすべて責任を負う。
	工事の実施に伴う住民・近隣とのトラブル	— トラブルに起因して市が損害を受けた場合は、SPCに求償可能とする。	○ SPCがすべて責任を負う。
	工事中の自然災害による設備損壊	—	○ SPCがすべて責任を負う。 SPCは保険で対応

リスク分担表 (2/2)

リスク項目		リスク分担	
		市	SPC (PFI 事業者)
維持管理 段階リス ク	保守点検、法定検査等、 法定要件に係るトラブル	－ トラブルに起因して市が損 害を受けた場合は、SPC に求 償可能とする。	○ SPC がすべて責任を負う。
	保守点検、法定検査に係 る機能不全、使用者との トラブル	－ トラブルに起因して市が損 害を受けた場合は、SPC に求 償可能とする。	○ SPC がすべて責任を負う。
	想定外維持管理費用の 発生	－ トラブルに起因して市が損 害を受けた場合は、SPC に求 償可能とする。	○ 不可抗力（自然災害等）に 起因するもの以外、SPC がす べて責任を負う。 不可抗力（自然災害等）時 は、契約解除規定に基づき、 契約解除が可能である。
資金調 達・支払 段階リス ク	SPC の破綻、契約解除時 における損害の発生	○ 契約解除の原因者が損害を 負担する。	○ 契約解除の原因者が損害を 負担する。
	SPC の破綻、契約解除時 における修復費用の発生	○ 市が負担する。 SPC に破綻保険の付保を要 求する。	(○) 破綻保険へ付保する。
	SPC の破綻、契約解除時 における債権者への支払	－	○ SPC が負担する。 市への遡及は不可とする。
	市の買取費用・委託費の 支払遅延	○ 市は SPC の経過金利負担等 の損害を賠償する。	－

※ (○) は当該リスクの一部を限定的に負担するものである。

【別紙2】「公設浄化槽特定地域図」

